公立大学法人公立諏訪東京理科大学の役員報酬等支給基準(案)について

〇 役員報酬等支給基準(案)

| 区 分 | 報酬(月額) | 手当 | 期末手当等 |
|-----------------|------------------|----------------|--|
| 理事長(常勤) | 895, 000 円 ※1 | | (期末手当)・6月支給額給料月額×140/100(基礎額)×155/100(支給率) |
| 副理事長(常勤) =学長 | 895, 000 円 ※1 | | ・12 月支給額 給料月額×140/100 (基礎 額)×170/100 (支給率) |
| | | | ・通勤手当、寒冷地手当 |
| 理事(常勤) | | 検討中※2 | |
| 理事 (非常勤) | | 月額 50,000 円 | |
| 監事 (非常勤) | | 日額 30,000 円 | |

[参考俸給表]

※1 国家公務員指定職俸給表 4 号俸 (=同規模の公立大学法人並みの月額) (事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長 その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用。なお、 国立大学法人信州大学理事長 (=学長)の報酬月額も参考としている。)

[理事長・学長の年収見込(報酬+期末手当ベース)] (計算式) $(895,000\times12)$ + $(895,000\times1.4\times1.55)$ + $(895,000\times1.4\times1.7)$ = 14,812,250 円

※2 理事(常勤)は法人内の教職員を予定しているが、手当額については、 理事の業務内容や法人内における権限を勘案して設定する予定。

地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の 業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 <u>特定</u>地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これ を設立団体に届け出るとともに、公表しなければならない。(以下、略)
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の<u>特定</u>地方 独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該<u>特定</u>地方独立行政法人の業務の 実績(中略)その他の事情を考慮して定めなければならない。
- 第 56 条 第 48 条の規定は一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。